

組合員 各位

新潟県建築国民健康保険組合

「新建国保だより」第110号、P10掲載  
健康保険被保険者適用除外承認について

「掲載内容」

個人事業所から法人事業所へ業態を変更した場合や、個人事業所で常時使用する従業員が5人以上になった場合は、厚生年金保険へ加入しなければなりません。

【留意事項】

- ・厚生年金保険へ加入するには**健保適用除外の手続き**が必要です。
- ・健保適用除外の手続きは**事実発生から5日以内**にお願いします。
- ・厚生年金保険へ加入しない場合は、建築国保に継続加入できません。
- ・法人事業所等が他保険を脱退して建築国保へ加入することはできません。  
(法人事業所等・・・法人事業所及び従業員5人以上の個人事業所)

「補足説明」

上記手続きを行う際は複写様式「健康保険被保険者適用除外承認申請書（1枚目）」と「厚生年金保険被保険者資格取得届（2枚目）」の年金事務所への提出が必要となりますが、それぞれ申請期限が異なり、（1枚目）は事実発生から14日以内、（2枚目）は5日以内となります。実際には14日以内の同時提出で承認を得られているようですが、年金事務所の裁量によるものですので、いつ取り扱いが変わるかわかりません。従って厚生年金保険被保険者資格取得届（2枚目）に合わせた速やかな提出を推奨いたします。